

特定給食施設等への指導に係る重点指導項目に関する調査 実施要領

1 目 的

健康増進法（平成14年法律第103号 以下「法」）に基づき、「適切な栄養管理」を行う特定給食施設は、国の「健康日本21（第二次）」においても、食を通した社会環境の一つとして位置づけられている。

本県においても、県民の健康課題を踏まえた「適切な栄養管理を行う施設の増加」は第2次みやぎ21健康プランの推進を加速させ、食環境の整備につながるものである。

今年度から特定給食施設等への指導において、宮城県全保健所共通の重点指導項目を「適正体重者の割合の増加」「食塩摂取量の適正化」と設定するとともに、気仙沼保健所管内の特定給食施設等に対し「適切な栄養管理」に係る調査を実施し、今後の指導に活用するもの。

2 実 施

宮城県気仙沼保健所

3 対 象

- (1) 特定給食施設（法第20条）
- (2) その他の施設（健康増進法に基づく指導等のための届出条例による届出施設）

4 内 容

法21条第3項に定める栄養管理の基準（健康増進法施行規則第9条）に基づき、下記の項目について調査する。

- (1) 施設の状況
- (2) 栄養管理の状況
- (3) 肥満・やせの該当者数
- (4) 重点指導項目である「適正体重者の割合の増加」「食塩摂取量の適正化」に関する取組の状況

※詳細な調査内容については別添の調査票を参照。

5 回答期限

令和5年12月1日（金）

6 回答方法

別添ファイル又は下記当所ホームページより別紙様式1（Excel形式）をダウンロードし、電子メールで当所成人・高齢班宛て回答する。

- ・調査票掲載 URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ks-health/kyuusyoku.html>
- ・提出先メールアドレス kshwfz-sk@pref.miyagi.lg.jp

7 その他

- ・本調査結果については、施設が特定されないよう集計・加工し、次年度の個別指導や集団指導に活用する予定です。
- ・データの集計を行うため、原則郵送やファクシミリでの提出及びデータ形式の変更は行わないでください。